

県管理道路における雑草対策について（薬剤散布）

真岡土木事務所では、良好な道路環境を維持するため除草作業を行っています。

県管理道路に生える雑草については草刈り機による除草を基本としておりますが、より効果的な除草方法として、従来の草刈り機による除草に加え、除草剤を使用しています。

なお、薬剤は登録農薬を使用します。また、取り扱いの注意事項を遵守し、飛散防止のノズルカバーを使用する等、周辺環境にも十分配慮し安全性の確保に努めております。

皆様の御理解御協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

真岡土木事務所 保全部 TEL：0285-83-8305